

企画提案に係る質問への回答

令和8年2月25日 公開

	質問	回答
1	企画提案募集要項の6(1)提出書類の②④⑤⑥⑦は、共同体で応募する場合、各団体から提出が必要か。宮城県内に活動拠点を有している団体のみ提出でよいか。	応募手続に必要な提出書類について、共同体で応募する場合、①②④⑤⑥⑦は共同体を構成する各団体からそれぞれ提出が必要である。
2	仕様書の5(3)申込受付では、書類提出を必要とするが、郵送以外の方法(例:メールでのファイル提出等)を認める場合、申請者本人確認の方法について、発注者として想定している確認手順を教示願いたい。 また、申請内容に事実と異なる点が判明した場合の対応について、基本的な考え方を教示願う。	申込受付の手順として、申請書や同意書等の必要書類の様式は、面接等で参加意思が確認できた者に対して送付することを想定している。そのため、必要書類の内容が、面接等で確認した本人情報と一致していれば、提出方法に関わらず本人確認がとれるものと認識している。 虚偽申請への対応については、事前に参加・運営のルールを定め、申請者に明示しておくこと等を検討いただきたい。
3	仕様書の5(6)打合せについて、県ひきこもり地域支援センター(以下、「センター」という。)との定期的な打合せの位置づけは、連携・情報共有を目的とした協議の場という理解でよろしいか。	オンライン居場所については、本業務を通じて対面の支援につなげることを目的としており、対面の居場所支援を実施しているセンターと定期的な打合せの機会を持ち、実施状況の情報共有等を通じ、円滑な連携と効果的な事業実施を図ることを想定している。
4	仕様書の8業務報告について、月ごとの実績報告書は、センターでの確認を経た後、発注者へ提出する運用を想定しているという理解でよろしいか。	仕様書の8業務報告の(1)及び(2)の報告書については、受託者からセンターへ提出し、センターから発注者と共有する流れを想定している。